議案第５６号

八幡浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

標記条例を次のように制定する。

令和元年９月１０日提出

八幡浜市長　大　城　一　郎

記

八幡浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

八幡浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２６年条例第５８号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（職員） 第１０条　（略） ２　（略） ３　放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事又は地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２５２条の１９第１項の指定都市の長が行う研修を修了したものでなければならない。 (1)～(10)　（略） ４・５　（略） 附　則 第１条　（略） （職員の経過措置） 第２条　この条例の施行の日から令和２年３月３１日までの間、第１０条第３項の規定の適用については、同項中「修了したもの」とあるのは、「修了したもの（令和２年３月３１日までに修了することを予定している者を含む。）」とする。	（職員） 第１０条　（略） ２　（略） ３　放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿が行う研修を修了したものでなければならない。 (1)～(10)　（略） ４・５　（略） 附　則 第１条　（略） （職員の経過措置） 第２条　この条例の施行の日から平成３２年３月３１日までの間、第１０条第３項の規定の適用については、同項中「修了したもの」とあるのは、「修了したもの（平成３２年３月３１日までに修了することを予定している者を含む。）」とする。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」の一部改正に伴い、所要の改正を行うため。